

事務所だより

第44号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

助成金を活用しよう！

第9回

労働者の能力開発に 関する給付金 その一

今月は、従業員のスキルアップや職業訓練を推進する事業主へ支給される給付金について紹介します。

スキルアップ を支援

雇用する労働者に、職務に関連した専門的な知識や技能の習得を目的として、策定した年間計画を基に職業訓練等を受けさせた中小企業事業主に対して、助成金が支給されます。

この助成金を「キャリア形成促進助成金（訓練等支援給付金）」といい、

五種類が用意されています。

なお訓練等には、職業訓練のほか、職業能力検定やキャリア・コンサルティングも含み、実際にかかった経費と訓練期間に支払った賃金の一部が助成されます。

五種類の助成金

今回の「キャリア形成促進助成金（訓練等支援給付金）」には、次の5種類があります。それぞれの訓練コースの基要件に当てはまっている場合に、助成金の対象となります。

- ① 成内容が異なりますので、注意してください。
- ① 専門的な訓練に対する助成（一般職業訓練）《中小企業のみ》
雇用する労働者に、職務に関連した専門的な知識および技能を習得させることを内容とする職業訓練等を受けさせる事業主に対して支給されます。
- ② 短時間等労働者への訓練に対する助成（短時間等職業訓練）
雇用する短時間等労働者に、高度な技能およびこれに関する知識を習得させるための職業訓練等または通常の労働者への転換に必要な技能および知識を習得させるための職業訓練等を受けさせる事業主に対して支給されます。
- ③ OJT付き訓練のうち認定実習併用職業訓練に対する助成
OJT付き訓練のうち、厚生労働大臣の認定を受けた「実習併用職業訓練（実践型人材養成システム）」を実施する事業主に対して支給されます。
- ④ OJT付き訓練のうち有期実習型訓練に対する助成

この助成金での用語（厚生労働省HPより）

- *OFF-JT：生産ラインまたは就労の場における通常の生産活動と区別して、業務の遂行の過程外で行われる職業訓練。
- *OJT：事業主が行う業務の遂行の過程内で、実務を通じて行われる実践的な技能やこれに関する知識の習得のための職業訓練。
- *認定訓練：職業能力開発促進法第24条第1項に基づき、都道府県知事が厚生労働省令で定める訓練基準に適合するものであることを認定した職業訓練。
- *ジョブ・カード：正社員採用やキャリアアップを目指す求職者が、キャリア・コンサルティングや職業訓練を受けながら作成する就職活動のための書類ファイル。

OJT付き訓練のうち、都道府県労働局長が訓練基準に適合する旨の確認を行った「有期実習型訓練」を、フリーターなど職業能力形成機会のない人、または新規学卒者に対して実施する事業主に対して支給されます。

⑤ 自発的な職業能力開発の支援に対する助成（自発的職業能力開発）《中小企業のみ》
従業員の自発的な能力開発を支援するために、自発的職業能力開発経費負担制度、また

そのほかに、東日本大震災復興対策特例措置として、従業員に職業訓練を行う被災地の事業主と、被災地以外の新たな事業展開に必要な職業訓練を行う中小企業事業主に対し、助成率を引き上げています。

たは職業能力開発休暇制度を就業規則または労働協約に設け、従業員の能力開発に要する経費の負担や職業能力開発休暇の付与を行う事業主に対して支給されます。

労働者派遣法が改正！

派遣される労働者の保護と雇用の安定を図るために、平成二十四年十月一日から派遣元事業主、派遣先事業主それぞれに新たな事項が課されました。十月号から改正点をお伝えしています。

派遣元の追加事項

・九項目

②グループ企業派遣の八割規制、実績報告の義務化

グループ企業内で労働者派遣会社を設置している場合に、グループ企業内への派遣割合を一〇〇分の八〇以下に制限する事項です。

グループ企業の範囲は、次のとおりです。

・連結決算を導入している場合：派遣元事業主の親会社と連結子会社

・連結決算を導入していない場合：派遣元事業主の親会社と実質的に支配下にある子会社

なお、グループ企業の八割規制が適用されるのは、労働

者派遣法の施行日以降に開始する事業年度からです。また、事業年度の実績は、毎事業年度終了後三ヶ月以内にグループ企業内派遣割合を国に報告しなければなりません。

Q ボランティア休暇や裁判員休暇など任意で設ける休暇があると聞きました。主な休暇を教えてください。

法定外休暇について

A 労働基準法等の法律で必ず定めなければならない休暇以外に、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法で定めた『特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置』として、ボランティア休暇やリフレッシュ休暇制度等の導入を推進しています。

最近導入されている代表的な休暇制度として、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、裁判員休暇、犯罪被害者の被害回復のための休暇などがあります。

◎ボランティア休暇

無報酬で社会に貢献する活動に必要な期間に付与する休暇

◎リフレッシュ休暇

一定の勤務年数等に応じて、心身の疲労回復等を目的に付与する休暇

◎裁判員休暇

裁判員選任時に、職務を果たすために必要な期間に付与する休暇

◎犯罪被害者の被害回復のための休暇

犯罪行為による被害者とその遺族に、犯罪被害による精神的ショックや身体の不調からの回復等を目的に付与する休暇

いずれの休暇制度も、賃金の有給・無給、休暇日数等は労使間の話し合いで定めることができますが、付与されにくいルールを設けては本末転倒です。他社の導入事例を参考に検討して下さい。

一月の労務手続 「提出先・納付先」

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで
○給与所得者の扶養控除等申告書の提出 「給与の支払者」
○本年分所得税源泉徴収簿の書換え 「給与の支払者」

十日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降）
「公共職業安定所」
○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
「労働基準監督署」
三十一日
○労働者死傷病報告の提出

（休業四日未満、十月～十二月分）
「労働基準監督署」
○健保・厚年保険料の納付
「郵便局または銀行」
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

編集後記

厚生年金保険法の平成二十二年法改正による年金受給開始年齢段階的引上げ世代（昭和二十八年四月二日以降に生まれ）の方が、いよいよ六〇歳を迎える年となりました。
「高齢者雇用安定法」により六〇歳定年後の雇用継続は何とか確保されますが、「賃金ダウン」の声を多く聞くようにもなりました。

（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com